

福島県 12市町村 移住支援金

(令和4年度)

ふくしま12市町村は、 あなたのチャレンジを 応援します!

一定の要件を満たす場合に

世帯

最大 200万円

単身

最大 120万円

を給付します。

個人向け移住支援金の主な要件

下記の条件をすべて満たす方が支援金給付を申請することができ、その内容を審査し適当と認める場合に支給します。



- ①12市町村に住民票を移す直前に、連続して3年以上福島県外に在住していた方。
- ②仕事上の異動や出張ではなく、自らの意思で12市町村に令和3年7月1日以降に転入した方で、その後5年以上継続して居住される方。
- ③就業している方(週20時間以上の無期雇用)、もしくは自ら事業を営む方で、自らの資金で12市町村内に住居を確保している方。

なお、下記の方は給付の対象外となりますのでご了承ください。

- ①住民票を移していなかったものの、令和3年7月1日以前に福島県内で生活の実態がある方。
- ②平成23年3月11日時点で12市町村に住民票の登録があった方。
- ③転入して3か月未満の方、もしくは1年以上経過している方。

Q

令和3年7月以降に住民票を移したら支援金はもらえるの?

✓

A

令和3年7月以前に、居住の実態があった場合、住民票を移すだけではもらえません。

Q

個人事業主として営業しているけど、移住支援金の申請には何が必要なの?

✓

A

開業届と、業としてその実態及び収支等が判断できる書類が必要です。

Q

支援金はどのタイミングで振り込まれるの?

✓

A

目安として、申請書を受理してから4ヶ月程度です。

◆申請期間は、転入後3ヶ月以上1年以内です。

◆令和4年度の申請期間は令和4年12月28日(水)までとなります。

※要件に該当しなくなった場合、返還していただく場合があります。

詳細は、福島県避難地域復興課のHPをご覧ください▶<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

お問い合わせ

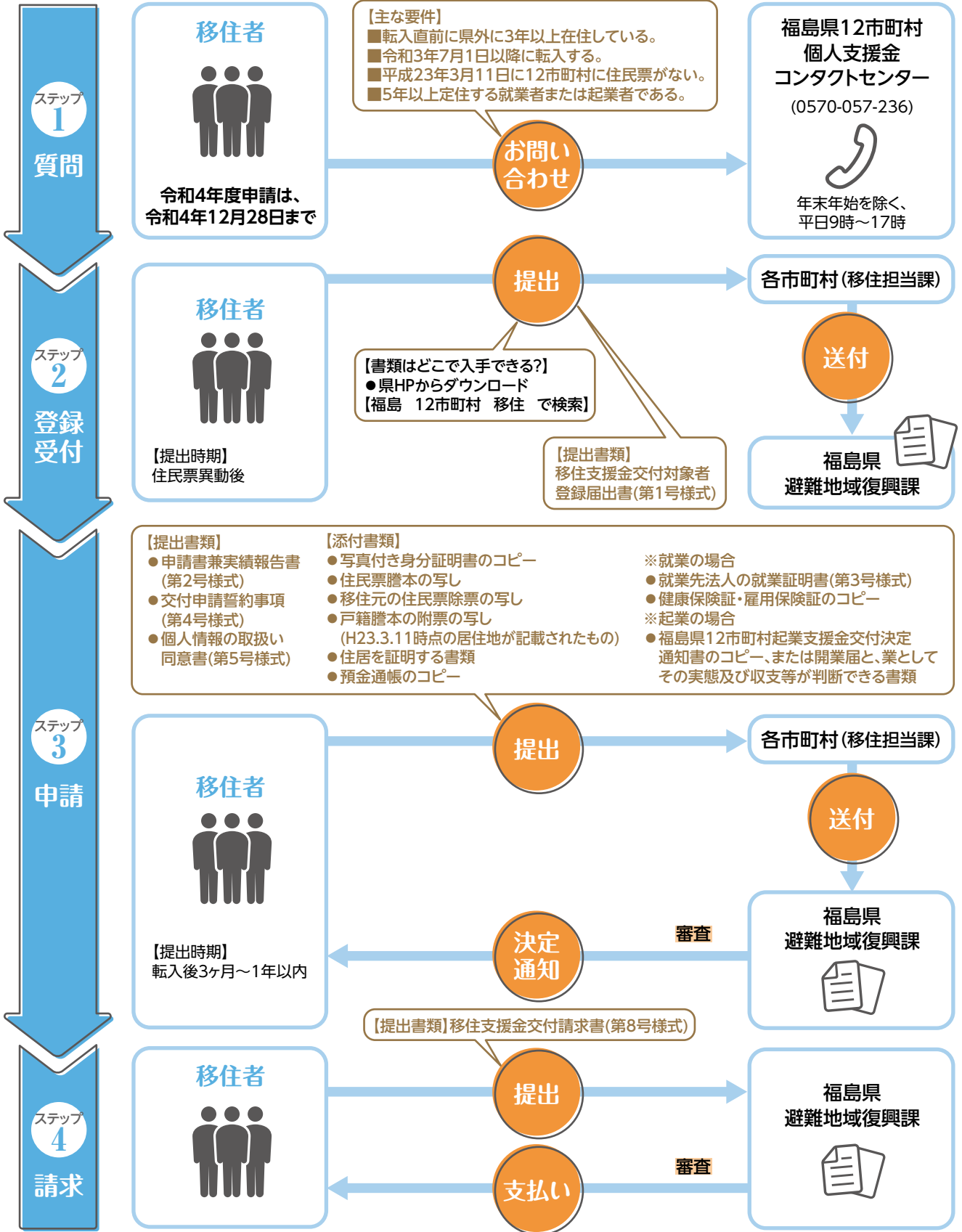
福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター

0570-057-236(年末年始を除く、平日9時~17時)

contact@12shien.fukushima.jp



福島県12市町村移住支援金の手続き



お問い合わせ 福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター TEL 0570-057-236

詳細・様式のダウンロード 福島県 避難地域復興課ホームページ
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

申請書等の届け先 各市町村移住担当課(各市町村にお問い合わせください)